

地方独立行政法人市立東大阪医療センター評価委員会の概要

1. 評価委員会の概要

- | | |
|-----------|---|
| (ア) 設置根拠 | 地方独立行政法人法第 11 条第 1 項 |
| (イ) 位置づけ | 市長の附属機関 |
| (ウ) 役割 | 地方独立行政法人の業務実績に関する評価、中期目標、中期計画及び財務諸表等にかかる市長に対する意見の提示など |
| | ↓ |
| (エ) 組織・運営 | 専門性及び実践的な知見を踏まえ、客観的な立場で意見提示を行う
「地方独立行政法人市立東大阪医療センター評価委員会条例」により規定 |

2. 評価委員会の組織・運営

- | | | |
|----------|---|-----------|
| (ア) 委員 | 委員は 7 人以内 | } から市長が委嘱 |
| | ・ 医療又は事業の経営に関し識見を有する者 | |
| | ・ 学識経験者 | |
| | ・ その他市長が適当と認める者 | |
| (イ) 報酬 | 日額 15,000 円 (交通費込み) | |
| (ウ) 任期 | 2 年 (再任可) | |
| (エ) 委員長 | 委員の互選により選出
委員長は、委員会を代表し、会務を総理する | |
| (オ) 会議 | 会議は委員長が招集し、議長となる
開催要件： 委員の過半数の出席
議決要件： 出席委員の過半数で決する (可否同数の場合は、議長が決する) | |
| (カ) 専門委員 | 専門の事項を調査させるため必要があるときに置くことができる | |
| (キ) その他 | ・ 委員長の職務代理者は、あらかじめ委員長が指名する。
・ 必要に応じ、関係者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。
・ 委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。 | |

3. 評価委員会の業務

(ア) 法人の業務実績の評価（法／条例）

	内容	根拠
1	各事業年度における業務の実績についての評価	条例第2条
2	中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間における業務の実績についての評価	法第28条第1項
3	中期目標期間における業務の実績についての評価	条例第2条

(イ) 市長が認可・承認等をする際の事前の意見聴取に対する意見提示（法／条例）

	内容	根拠
1	<u>業務方法書に対して市長が認可する際の意見</u>	条例第2条
2	<u>市長による中期目標の作成・変更の際の意見</u>	法第25条第3項
3	<u>中期計画の作成・変更に対して市長が認可する際の意見</u>	条例第2条
4	市長による財務諸表の承認の際の意見	条例第2条
5	一定の積立金を次期の中期目標期間の業務の財源に充当するに当たって市長が承認する際の意見	条例第2条
6	限度額を超えて短期借入をするに当たって市長が認可する際の意見	条例第2条
7	短期借入の借換に当たって市長が認可する際の意見	条例第2条
8	出資等に係る不要財産の譲渡により生じた簿価超過額の全部又は一部の金額について出資等団体に納付しないことについて市長が認可する際の意見	条例第2条
9	重要な財産を処分するに当たって市長が認可する際の意見	法第44条第2項

(ウ) 意見の申出

	内容	根拠
1	<u>一般地方独立行政法人の役員の報酬等の支給基準に関する市長に対する意見の申出</u>	第56条第1項において準用する第49条第2項